

雑誌スポンサー制度について

制度の内容 企業等に雑誌の購入代金をご負担いただき、購入した雑誌を雑誌コーナーに配架いたします。提供雑誌の最新号ビニールカバーの表紙側にスポンサー名、裏表紙側と雑誌書架のとびらに広告チラシ（A4版以内）を掲示したうえで、図書館の利用者にご覧いただくものです。

スポンサーとなった企業等の広告を組み込んだ情報を発信することにより、企業等の宣伝活動の推進を図るとともに、図書館経費を有効に活用し、市民サービスの向上を図るものです。

雑誌の選定 図書館が指定する対象雑誌一覧（約130誌）の中から、スポンサーに選択をしていただきます。同一雑誌へ複数申込がある場合は、先着順となります。

広告掲載期間 原則として1年間（4月1日～翌年3月31日）。年度の途中からは、図書館が決定した翌月から当該年度の3月31日までになります。

申込方法 雑誌スポンサー申込書と、下記の書類を添えて申し込みをお願いいたします。

- (1) 広告の原稿案
- (2) 会社の概要・パンフレット等

雑誌スポンサー基準 つくばみらい市スポンサー制度取扱要領の定めにより下記事業者等を除きます。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は風俗営業に類似した業種
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のある事業者
- (4) たばこ製造に係る業種
- (5) ギャンブルに係る業種
- (6) 社会問題を起こしている業種又は事業者
- (7) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- (8) 債権取立業又は示談引受業
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続の申立てがなされている事業者及び会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続の申立てがなされている事業者
- (10) 法令に違反している事業者
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が広告掲載をすることを不適当と認める業種及び事業者

広告の掲載基準 つくばみらい市広告掲載要綱の定めにより下記に該当しないものとします。

- (1) 市の公共性、中立性又は品位を損なうおそれがあるもの
- (2) 法令等に違反するおそれがあるもの
- (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるもの
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれのある組織・団体に関するもの
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業に関するもの
- (6) 政治活動、宗教活動、意見広告（社会問題に関する意見を記載した広告を含む。）又は個人の宣伝に関するもの
- (7) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
- (8) 虚偽、誇大又は紛らわしい表現により、誤解又は不利益を与えるおそれのあるもの
- (9) 社会的な信用、信頼に欠ける内容であると認められるもの
- (10) 市の行政運営上支障があると認められるもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、広告媒体に掲載する広告として不適当であると市長が認めるもの

その他 「つくばみらい市立図書館雑誌スポンサー制度取扱要領」「つくばみらい市立図書館雑誌スポンサー制度仕様書」によります。

申込期間 随時

お問い合わせ先 つくばみらい市立図書館 本館（電話 0297-58-3710）